

「感染症対策取り組み事業所」ポスター・ステッカーの配布について（募集）

【目的】

地域共通のチェックリストに基づき感染症対策を行うことで地域一体となって感染症拡大の防止に取り組み、また、対策の実施を分かりやすく表示する「ポスター・ステッカー」を事業所（店舗）に配布することで、安心安全な地域であることを住民・来訪者に対して周知することを目的とする。

【感染症対策取り組み事業所とは】

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等を基に、各事業所（店舗）が特性を活かしながら感染症対策に自ら取り組んでいる事業所のことです。

※参考：内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室公表 業種別ガイドライン (<https://corona.go.jp/>)

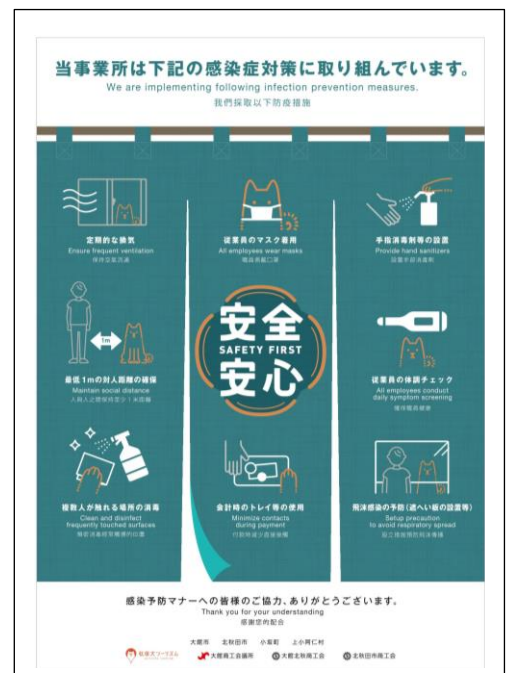
【感染症対策取り組み事業所ポスター・ステッカー】

感染症対策に取り組む証として「感染症対策取り組み事業所」ポスターおよびステッカーをお送りするとともに、ウェブサイトにて事業所を掲載し、利用者にお知らせします。

●ステッカー (12×12cm)



●ポスター (A2・A3サイズ)



【申込方法】

裏面の申込書を記入の上、大館商工会議所まで提出ください。

【申込期間】

2020年7月10日（金）～2021年2月26日（金）

【注意事項】

- ・本ポスターおよびステッカーに公的効力はありません。
- ・各事業所（店舗）において、本感染症対策推進に努める責任者を選任してください。
- ・万が一、感染または濃厚接触者となった場合は、管内保健所の指示に従い調査等に協力してください。
- ・感染症対策を実施していないことが認められた場合、ポスターおよびステッカーの撤去・廃棄を依頼します。

【よくある質問】

Q1 実施困難な項目があります。すべて実施していなくてもポスター・ステッカーの申し込みはできますか？

A1 原則全ての対策を実施していることが条件ですが、施設・設備等の制限で実施が難しい場合はそれを補う取り組みを実施していただくことで申請を受け付けていますので、個別にご相談ください。

Q2 アクリル板・透明ビニールカーテン等の遮へい物の設置が困難な場合はどうすればよいですか？

A2 遮へい物などの設置が困難な場合、近距離で人同士が対面する場所を減らすよう工夫してください。

（例：バスの運転席近くの座席は使用不可、お客様と対面しないように気をつけ会計を行う等）

Q3 店舗の建物に窓が無く換気が難しい場合、どうすればよいですか？

A3 窓が無いまたは換気設備が整っていない等、十分な空気の入替えが出来ない建物・施設では、テーブルやイスなど備品の清掃を通常よりも頻繁に行うことで換気の不足を補ってください。

【お申し込み・お問い合わせ先】大館商工会議所 総務企画課

〒017-0044 大館市御成町二丁目8-14 TEL: 0186-43-3111 / MAIL: info@odatecci.or.jp

【企画】（一社）秋田犬ツーリズム・大館商工会議所・大館北秋商工会・北秋田市商工会